

第 5 4 回通常総代会提出議案

日 時 令和 7 年 3 月 1 7 日（月）午後 2 時から
場 所 三重県津市北河路町 1 9 番地 1
メッセウイング N H W 2 階大研修室

中 勢 用 水 土 地 改 良 区

順 序

- 1、開 会
- 2、理 事 長 挨 拶
- 3、来 賓 挨 拶
- 4、功 労 者 表 彰
- 5、出席総代数報告
- 6、議 長 着 席
- 7、議事録記名人選任
及び書記任命
- 8、議 事
- 9、そ の 他
- 10、閉 会

議 事

		頁
第 1 号議案	令和 2 年度施行水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）に係る工事費と債務負担行為の第 2 回変更について	1
第 2 号議案	令和 6 年度公益事業会計第 2 回補正収支予算の議決について	5
第 3 号議案	令和 6 年度収益事業会計第 2 回補正収支予算の議決について	1 2
	■令和 6 年度上期監査報告	1 6
第 4 号議案	賦課金等の不納欠損処分について	1 7
	■負担金徴収委員会答申	1 9
第 5 号議案	令和 7 年度事業計画の議決について	2 0
	■用水管理委員会答申	2 4
第 6 号議案	令和 7 年度歳計現金の預入先金融機関の議決について	2 6
第 7 号議案	令和 7 年度賦課金の額、賦課徴収の時期及び方法の議決について	2 7
第 8 号議案	令和 7 年度負担金の額及び請求の時期の議決について	2 9
第 9 号議案	令和 7 年度農地転用等地区除外決済金の額及び決済の時期について	3 1
第 1 0 号議案	令和 7 年度公益事業会計収支予算の議決について	3 2
第 1 1 号議案	令和 7 年度収益事業会計収支予算の議決について	3 9
第 1 2 号議案	規約の一部改正について	4 3

第 1 号議案

令和 2 年度施行水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）に係る工事費と債務負担行為の第 2 回変更について

令和 2 年度施行水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）高野尾花木の里地区に係る工事費と債務負担行為の第 2 回変更について、次のとおり議決を求める。

〈 取扱規定 〉

会計年度独立の原則

予算主義である土地改良区会計は、単年度会計のため 1 年限りで歳入・歳出を定める「会計年度独立の原則」としています。この原則の例外として、複数年度にわたる歳出を事前に認める制度が「債務負担行為」です。債務負担行為は総代会の議決が必要となります。

債務負担行為

債務負担行為は、あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではありません。したがって、現実に現金支出が必要となった場合は、あらためて歳出予算に計上しなければなりません。これを「現年度化」といいます。

（剰余金の処分及び経費、債務負担行為）

規約第 40 条第 3 項 改良区が債務を負担する行為をする場合は、予算で債務負担行為として定め、総代会の議決を経なければならない。

令和 7 年 3 月 17 日提出

中勢用水土地改良区

理事長 田 村 宗 博

債務負担行為の承認について

(下線部は計画変更)

1、事業計画

〈当初計画〉

中勢用水の補給を受け畑地かんがいを行う事で、用水の安定供給による生産性の向上と農業経営の安定を目指すものである。

国営事業名	水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）
県営事業名	高度水利機能確保基盤整備事業
地 区 名	高野尾花木の里
実 施 主 体	三重県
通 水 面 積	津市高野尾町地内 畑 5. 5 7 h a 4 7 筆
対 象 作 物	花木 野菜
受 益 者	組合員 9 名
予 定 工 期	令和 3 年度～令和 6 年度
負 担 割 合	国 5 0 %、県 2 7. 5 %、市 1 0 %、改良区 1 2. 5 %
計画事業費	1 9 0, 0 0 0 千円（地方事務費を除く）
改良区負担	2 3, 7 5 0 千円
財産所有者	中勢用水土地改良区
維持管理者	同上

2、予算計画

〈当初計画〉

令和 2 年度に上記事業計画と下記債務負担行為について総代会が既決。

[予算年度]	[年事業費]	[改良区負担]
令和 2 年度第 2 回補正	2 0, 0 0 0 千円	2, 5 0 0 千円（現年度化）
令和 3 年度当初予算	1 0, 0 0 0 千円	1, 2 5 0 千円（現年度化）
令和 4 年度 //	見込み額 50,000～70,000 千円	6,250～8,750 千円
令和 5 年度 //	//	//
令和 6 年度 //	//	//

(令和 3 年 3 月 1 9 日開催 第 5 0 回通常総代会 既決)

〈第1回変更〉

令和2年度の改良区負担分を予算に計上（現年度化）しましたが、支出には及ばなかったためその分を令和3年度予算に繰越しました。

また、通水面積にも変更がありました。

通水面積 畑5.57ha → 6.1ha

（令和3年9月30日開催 令和3年度臨時総代会 既決）

〈第2回変更〉

令和6年度の完工を予定していましたが、新たに補給を受ける希望者が
ありますので、水路延長、工期延長及び事業費の変更と、これに伴い現行
計画で令和6年度完工としている改良区負担金の総額を超えて年負担金
を令和6年度予算に第2回補正する必要があることと、併せて令和8年度
まで債務負担する必要があります。なお、下記及び別表のように現年度化
予算を見込みますが、今後の事業進捗とその他の事由が生じたときは補正
することとします。

通水面積 畑6.1ha → 14.6ha

計画事業費 190,000千円 → 211,000千円

改良区負担 23,750千円 → 31,512千円（132%）

※ 計画事業費と改良区負担の詳細は、次ページの表を参照

3、財源、収支予算

財政調整積立資産を取り崩して改良区負担金に充てます。

〈収入予算科目〉

公益事業会計

第8款 特定資産取崩収入

第1項 財政調整積立資産取崩収入

第1目 財政調整積立資産（財源）

〈支出予算科目〉

公益事業会計

3款 土地改良事業負担金支出

1項 都道府県営事業負担金支出

2目 水利施設等保全高度化事業負担金

計画事業費と改良区負担

下線部は変更箇所、単位：円

	事業年度	計画		改良区負担	
		事業費	負担金	事業費	現年度化予算額
現在の計画	令和2年度	20,000,000	2,500,000	次年度繰越	—
	令和2年度分を3年度に	20,000,000	2,500,000	20,000,000	2,740,500
	令和3年度	10,000,000	1,250,000	1,924,000	
	令和4年度	50,000,000～ 70,000,000	6,250,000～ 8,750,000	51,676,000	6,459,500
	令和5年度	50,000,000～ 70,000,000	6,250,000～ 8,750,000	109,600,000	13,700,000
	令和6年度	50,000,000～ 70,000,000	6,250,000～ 8,750,000	55,500,000	<u>6,937,500</u> (第2回補正額)
	小計	Ⓐ 190,000,000	Ⓑ 23,750,000	Ⓒ <u>238,700,000</u> (Ⓒ/Ⓐ 125%)	Ⓓ <u>29,837,500</u> (Ⓓ/Ⓑ 125%)
追加	令和7年度	<u>10,000,000</u>	<u>1,250,000</u>	<u>2,000,000</u>	<u>250,000</u> (当初予算額)
	令和8年度	<u>11,400,000</u>	<u>1,425,000</u>	<u>11,400,000</u>	<u>1,425,000</u>
	小計	<u>21,000,000</u>	<u>2,625,000</u>	<u>21,000,000</u>	<u>1,675,000</u>
合計		Ⓔ <u>211,000,000</u> (Ⓔ/Ⓐ 111%)	<u>26,375,000</u>	<u>252,100,000</u>	Ⓕ <u>31,512,500</u> (Ⓕ/Ⓑ 132%)

4、関係事項

高野尾花木の里地区の本通水と賦課について

令和5年度までに完成した水利施設は、令和6年度に試験通水（充水テスト）を経て令和7年度から本通水に移り、維持管理費を賦課徴収します。

維持管理を始める施設 管水路 約1.9km

賦課面積 約6.1ha（別紙地図参照 資料1）

第 2 号議案

令和 6 年度公益事業会計第 2 回補正収支予算の議決について

令和 6 年度公益事業会計第 2 回補正収支予算について、次のとおり議決を求める。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）抜粋

土地改良法第 30 条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

四 経費の収支予算

令和 7 年 3 月 17 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

令和6年度 公益事業会計第2回補正収支予算書

	収 入	支 出
現 計予算額	256,593,880 円	256,593,880 円
補正後予算額	274,044,989 円	274,044,989 円
差 引	17,451,109 円	17,451,109 円

収 入

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業収入				
經常賦課金収入	114,001,588	114,000,647	△ 941	經常費の組合員賦課 大学農場、農研機構を含む
經常賦課金				安濃ダム県管理事業費分担金を特別賦課
特別賦課金収入	171,129	167,904	△ 3,225	大学農場、農研機構
特別賦課金				
転用決済金収入	1,500,000	7,854,533	6,354,533	17件（1/31現在）
農地転用決済金				（負担金算定表参照）
負担金収入	12,961,608	12,961,608	0	經常費の津市、亀山市負担 ①
經常負担金	33,751,834	33,280,059	△ 471,775	事業費の津市、亀山市負担（通過金）
特別負担金				・ 県営事業借入償還金負担金 ② 8,750,963
				・ 安濃ダム県管理事業負担金 ③ 24,529,096
				計 33,280,059
	162,386,159	168,264,751	5,878,592	
2 附帯事業収入				
他目的使用料収入				
他目的使用料	44,900	45,160	260	中部電力、ZTV等
	44,900	45,160	260	
3 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
財政調整積立資産	320,000	320,000	0	資産運用（第143回利付国債）
職員退職給付引当	0	926	926	
積立資産	0	361	361	
災害対策積立資産	0	3,051	3,051	
施設更新積立資産	0	3,051	3,051	
	320,000	324,338	4,338	
4 補助金等収入				
補助金収入	10,310,000	10,539,000	229,000	〈漏水対策〉
補助金				・ 突発事故復旧事業（災害を除く）など 0
				〈渇水対策〉
				・ 県単土地基盤整備事業（干害応急対策）など 0
				〈災害対策〉
				・ 市単災害復旧工事など
				管理道路復旧（県営長谷山支線） 229,000
				〈補助事業〉
				・ 水利施設管理強化事業
				維持管理費支援対象【強化】表示 8,000,000
				・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（6期）
				長谷山支線安部池分水工流量計更新
				事業費3,000,000、国50%、県14%、津市13% 2,310,000
				計 10,539,000
	10,310,000	10,539,000	229,000	

5 交付金収入 適正化事業交付金収入 整備補修事業交付金 防災減災機能等強化事業交付金	0 0 0	0 0 0	0 0 0	土地改良施設維持管理適正化事業 令和6年度なし 令和6年度なし
	0	0	0	
6 業務受託料収入 調査業務受託料収入 業務受託料	0 0	0 0	0 0	国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料 令和6年度なし
	0	0	0	
7 雑収入 受取利息配当金収入 受取利息 過年度収入 過年度収入 過怠金収入 過怠金収入 雑収入 雑収入	0 2,326,902 0 0 100	3,389 2,326,902 56,750 100	3,389 0 56,750 0	平成29年～令和5年度(令和5年度決算額) 督促手数料及び延滞利息(1/31現在)
	2,327,002	2,387,141	60,139	
8 特定資産取崩収入 財政調整積立資産取崩収入 財政調整積立資産 職員退職給付引当積立資産取崩収入 職員退職給付引当積立資産 災害対策積立資産取崩収入 災害対策積立資産 施設更新積立資産取崩収入 施設更新積立資産	6,750,000 0 0 7,214,539	6,937,500 0 0 13,029,019	187,500 0 0 5,814,480	1) 資金調達 2) 水利施設等保全高度化事業(簡易整備型)の現年度化分取崩し ・高野尾花木の里地区 6,937,500 1) 令和4年度県営決済金償還充当 214,539 2) 水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設保全型)の現年度化分取崩し ・中勢用水1期地区 9,646,280 ・中勢用水2期地区 3,168,200 計 13,029,019
	13,964,539	19,966,519	6,001,980	
9 他会計繰入金 収益事業会計繰入金 収益事業会計繰入金	9,528,792 9,528,792	14,805,592 14,805,592	5,276,800 5,276,800	収益事業会計からの繰入金 維持管理費、職員退職給付引当積立資金等に充当
10 繰越金 前年度繰越金 前年度繰越金	57,712,488 57,712,488	57,712,488 57,712,488	0 0	令和5年度決算繰越金額
合 計	256,593,880	274,044,989	17,451,109	

令和6年度 公益事業会計収入の部 第1款負担金算定表（第2回補正予算）

第4項 負担金収入内訳

単位：円、㎡

第1目 経常負担金 12,961,608 円

属 地	R5面積	R4未通水地域 転用面積差引	R6通水地域増 組員賦課	R6面積	①2市
津 市	3,143,213	△ 14,522	0	3,128,691	12,827,633
亀山市	32,677	0	0	32,677	133,975
計	3,175,890	△ 14,522	0	3,161,368	12,961,608

〈補足〉昨年度の経常費負担面積から、決算承認の決議を経た令和4年度の転用面積のうち未通水地域分と、通水ができ組員賦課に移行した面積等を加除して、本年度の負担面積としている。
（未通水地域から差引する転用面積は、小数点以下を切り捨てている。）

第2目 特別負担金 33,280,059 円

区 分	償還額	県営事業借入償還地元負担金	
		R4県営事業 決済金充当	②2市
津 市	8,767,502	△ 214,539	8,552,963
亀山市	198,000	0	198,000
計	8,965,502	△ 214,539	8,750,963

〈補足〉県営事業借入償還金の算定には、決算承認の決議を経た令和4年度の農地転用決済金のうち、県営事業分を充てる。

安濃ダム県管理事業費	地元負担金	事業内容と負担割合
国補事業	74,000,000	14,800,000 国補がつく夜間等の管理 国40%、県40%、地元20%
県単事業	2,600,000	520,000 国補がつかない日常管理 県80%、地元20%
人 件 費	28,131,000	9,377,000 ダム管理に従事する県職員 県2/3、地元1/3
計	104,731,000	24,697,000

属 地	区 分	国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担金内訳		
		地元負担金	特別賦課金	③2市
津 市	津 市	24,482,543	－	24,482,543
	大学農場	101,953	101,953	－
	農研機構	65,951	65,951	－
亀山市	亀 山 市	46,553	－	46,553
計		24,697,000	167,904	24,529,096

〈補足〉国営造成施設（安濃ダム）県管理事業における2市の負担割合は、受益面積の割合とする。
受益面積 3,183ha に対し、津市 0.998115、亀山市 0.001885 となる。

地元負担金のha当たり単価を $24,697,000 \text{円} \div 3,183 \text{ha} = 7,759 \text{円/ha}$ とすると次のとおり。

・大学農場 $13.14 \text{ha} \times 7,759 \text{円/ha} = 101,953$
・農研機構 $8.5 \text{ha} \times 7,759 \text{円/ha} = 65,951$

（農場及び機構のha当たり負担金単価並びに面積割合で求めた亀山市負担金額は、小数点以下を切り捨てている。）

第4項 合計

46,241,667 円

区 分	経常負担金	特別負担金		合 計
	① 経常費	② 県営償還	③ ダム管理	
津 市	12,827,633	8,552,963	24,482,543	45,863,139
亀 山 市	133,975	198,000	46,553	378,528
合 計	12,961,608	8,750,963	24,529,096	46,241,667
		33,280,059		

- ・「大学農場」とは、正式名称である「国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場」の略称です。
- ・「農研機構」とは、正式名称である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 安濃野菜研究監」の略称です。

支 出（水利施設管理強化事業の支援対象科目には【強化】を、収益事業会計繰入金の充当科目には【発電】を表示している。） 単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業費支出				
維持管理費支出				
給料手当	53,700,000	54,000,000	300,000	【強化】【発電】職員11名の給与及び諸手当
臨時雇賃金	50,000	50,000	0	緊急人夫雇用（災害時の水路整備等）
福利厚生費	10,000,000	10,000,000	0	【強化】社会保険料、健康診断、作業服等
旅費交通費	600,000	450,000	△ 150,000	出張、研修交通費、宿泊、駐車、高速、雑費等
通信運搬費	3,500,000	3,500,000	0	【強化】【発電】N T T回線専用料(24回線)、携帯電話 4 台等
消耗什器備品費	600,000	600,000	0	消耗品等
修繕費	7,000,000	7,000,000	0	【発電】施設補修整備等、水管理システム修理、車検整備等（随意契約）
水道光熱費	1,000,000	1,000,000	0	【強化】【発電】水道料金、管理車両、草刈機、ポンプ、発電機の燃料等
賃借料	1,800,000	1,800,000	0	地代家賃（JR）、水路占用料（津市）
				【強化】カーリース料（用水管理用）、パソコンリース（管理日報作成、用水管理用）を更新（随意契約）
支払保険料	2,200,000	2,200,000	0	【強化】動産（計器、子局装置）、総合生活（生涯賠償）、火災保険（中央管理事務所、子局舎、什器等）、自動車任意保険、自賠責保険等（随意契約）
				【発電】農業用施設賠償責任保険（水路、管理用道路、第三頭首工）（随意契約）
支払負担金等	13,000,000	13,000,000	0	水利調整会議、用水管理交付金（地区水利委員）、水管理調整費等交付金、地域農業水利施設補助事業交付金
業務委託費	500,000	500,000	0	施設維持管理委託費交付金等
租税公課	50,000	50,000	0	自動車税、車検時重量税
雑費	200,000	200,000	0	
適正化事業費支出				
整備補修事業費支出	0	0	0	
防災減災機能等強化事業費支出	0	0	0	
適正化事業拠出金支出				三重県土地改良事業団体連合会へ拠出
整備補修事業費拠出金	180,000	180,000	0	水管橋塗装、空気弁更新（48期）
整備補修事業事務費拠出金	15,000	15,000	0	
防災減災機能等強化事業費拠出金	120,000	120,000	0	管水路（電気設備）整備補修河芸南黒田地内（47期）
防災減災機能等強化事業事務費拠出金	10,000	10,000	0	
防災減災機能等強化事業利子拠出金	486	486	0	
その他事業費支出				
漏水対策費	5,000,000	5,000,000	0	
渇水対策費	1,000,000	1,000,000	0	
災害対策費	2,000,000	2,000,000	0	市単災害復旧工事
				管理道路復旧（県営長谷山支線） 530,200
補助事業費	3,300,000	3,300,000	0	長寿命化・防災減災事業 流量計等更新工事
その他事業費	1,000,000	1,000,000	0	改良区単費事業等

委託業務費支出 業務委託費	4,500,000	4,500,000	0	【強化】電気保安手数料（第一、第二、第三、三四頭首工、中央管理事務所）、水管理施設設備保守点検業務、施設設備点検、国営施設及び管理用道路草刈、管理施設点検業務等（随意契約）
受託業務費支出 受託業務費	0	0	0	予定なし
	111,325,486	111,475,486	150,000	
2 一般管理費支出 運営事務費支出 役員報酬	1,120,000	1,120,000	0	理事長70千円、副理事長50千円×2名=100千円、代表理事50千円×2名=100千円、員外理事50千円×2名=100千円、員内理事25千円×26名=650千円、総括監事50千円、監事25千円×2=50千円
給料手当	8,700,000	8,700,000	0	職員11名 給与及び諸手当
臨時雇賃金	2,300,000	2,000,000	△ 300,000	会計年度任用職員及び臨時職員
退職金支払	0	0	0	予定なし
福利厚生費	1,800,000	1,800,000	0	社会保険料、健康診断、常備薬等
研修費	100,000	100,000	0	役職員研修会参加費、受講料等
交際費	150,000	350,000	200,000	香典、見舞等、手土産、御礼等 退任役員表彰（理事4名、総代16名）
選挙費	100,000	100,000	0	本年度選挙あり
総代会費	200,000	200,000	0	総代会2回、議長御礼、会議諸費、会場代（随意契約）
その他会議費	200,000	200,000	0	理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、用水管理委員会1回、負担金徴収委員会2回、会場代等会議諸費
旅費交通費	2,400,000	2,400,000	0	出張、研修会交通費、宿泊、駐車場料金、高速料金、雑費等 費用弁償（総代会2回、理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、用水・徴収委員会各2回、三役会議、月末残高照合等）
通信運搬費	1,250,000	1,250,000	0	賦課通知書等郵送料、切手、はがき、メール便、固定電話、FAX通信料、NHK受信料、事務所インターネット等（郵便料金値上げ）
消耗什器備品費	700,000	720,000	20,000	事務所事務用品購入等（キャビネット、紙折り機）
印刷製本費	1,200,000	1,000,000	△ 200,000	中勢用水たより、封筒、概要書、通知書、陳情書、議案書等（随意契約）
修繕費	1,200,000	1,200,000	0	コピー機、事務所無線LAN保守点検、機器修繕等（随意契約）
支払手数料	250,000	250,000	0	振込手数料等
支払保険料	50,000	50,000	0	任意保険料のみ（随意契約）
支払負担金等	549,700	549,700	0	東海協議会等加入している団体への年会費等
業務委託費	2,450,300	2,500,000	49,700	業務委託費から充用49,700円 浄化槽維持管理費、施設警備料、公認会計士報酬、ソフトサポート料、防火設備点検、事務所内清掃、ゴミ回収等（随意契約）（施設警備料等値上げ） 徴収委託手数料（賦課金額の4%）8地区（雲林院、雲林院南山、分部地下、産品、亀山市三寺、一身田中野、一身田豊野谷、一身田豊野田端地区） 支払負担金等へ流用49,700円
租税公課	0	0	0	
雑費	250,000	250,000	0	広告宣伝費、出前講座等
事務所費支出 修繕費	500,000	600,000	100,000	事務所の維持管理費に要する経費 浄化槽ポンプ（随意契約）、トイレ修繕（随意契約） 動力制御盤交換工事（随意契約）
水道光熱費	130,000	130,000	0	水道、自動車燃料等（随意契約）
賃借料	450,000	450,000	0	車のリース料等（随意契約）
	26,050,000	25,919,700	△ 130,300	

3 土地改良事業負担金支出				
都道府県営事業負担金支出				
安濃ダム負担金	25,172,000	24,697,000	△ 475,000	(通過金)
水利施設等保全高度化事業負担金	13,750,000	19,751,980	6,001,980	債務負担行為の現年度化分
				・高野尾花木の里地区(簡易整備型) 6,937,500
				・中勢用水1期(基幹水利施設保全型) 9,646,280
				・中勢用水2期(基幹水利施設保全型) 3,168,200
				計 19,751,980
水利施設管理強化事業負担金	4,000,000	4,000,000	0	
	42,922,000	48,448,980	5,526,980	
4 借入金返済支出				
公庫資金償還金支出				(通過金)
償還金	8,723,898	8,723,898	0	元金のみを表示
	8,723,898	8,723,898	0	
5 支払利息				
借入金利息				(通過金)
公庫資金借入金	241,604	241,604	0	利息のみを表示
	241,604	241,604	0	
6 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	1,000,000	1,000,000	0	事務所内電話機器交換予定
	1,000,000	1,000,000	0	
7 特定資産積立支出				
財政調整積立資産積立支出				
財政調整積立資産	330,000	330,000	0	預金利息
職員退職給付引当積立資産積立支出				
職員退職給付引当積立資産	8,003,000	2,303,000	△ 5,700,000	本年度積立 + 預金利息
災害対策積立資産積立支出				
災害対策積立資産	1,000	1,000	0	預金利息
施設更新積立資産積立支出				
施設更新積立資産	13,100,000	13,100,000	0	本年度積立(13,088,089 R5農転収入) + 預金利息
	21,434,000	15,734,000	△ 5,700,000	
8 雑支出				
過年度支出				
過年度支出	100,000	100,000	0	過年度賦課金の還付等
	100,000	100,000	0	
9 他会計繰出額				
収益事業会計繰出金				
支出				
収益事業会計繰出金	1,000,000	1,000,000	0	
	1,000,000	1,000,000	0	
10 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	61,401,321	61,401,321	
	0	61,401,321	61,401,321	
11 予備費				
予備費				
予備費	43,796,892	0	△ 43,796,892	
	43,796,892	0	△ 43,796,892	
合 計	256,593,880	274,044,989	17,451,109	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

第 3 号議案

令和 6 年度収益事業会計第 2 回補正収支予算の議決について

令和 6 年度収益事業会計第 2 回補正収支予算について、次のとおり議決を求める。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）抜粋

土地改良法第 30 条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

四 経費の収支予算

令和 7 年 3 月 17 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

令和6年度 収益事業会計第2回補正収支予算書

	収 入	支 出
現 計予算額	33,000,500 円	33,000,500 円
補正後予算額	39,000,500 円	39,000,500 円
差 引	6,000,000 円	6,000,000 円

収 入

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 発電事業収入 発電収入 売電収入	32,000,000 32,000,000	38,000,000 38,000,000	6,000,000 6,000,000	(29円/kWh)
2 特定資産運用収入 特定資産利息収入 欠損調整積立資産 災害準備積立資産 建設改良積立資産 修繕引当資産	100 100 100 100 400	100 100 100 100 400	0 0 0 0 0	
3 補助金等収入 補助金収入 補助金	0 0	0 0	0 0	
4 雑収入 受取利息配当金収入 受取利息 雑収入 雑収入	100 0 0 100	100 0 0 100	0 0 0 0	預金利息
5 特定資産取崩収入 欠損調整積立資産取崩収入 欠損調整積立資産 災害準備積立資産取崩収入 災害準備積立資産 建設改良積立資産取崩収入 建設改良積立資産 修繕引当資産取崩収入 修繕引当資産	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	特定資産を取り崩すことで生じる収入
6 公益事業会計繰入金 公益事業会計繰入金 公益事業会計繰入金	1,000,000 1,000,000	1,000,000 1,000,000	0 0	
7 繰越金 前年度繰越金 前年度繰越金	0 0	0 0	0 0	
合 計	33,000,500	39,000,500	6,000,000	

支 出

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 発電事業費支出				
人件費				
給料手当	5,000,000	3,500,000	△ 1,500,000	職員11名 給与、諸手当
法定福利費	1,200,000	600,000	△ 600,000	社会保険料等
福利厚生費	30,000	30,000	0	健康診断等
管理委託費	278,520	278,520	0	電気保安点検料
修繕費				
修繕費	4,000,000	800,000	△ 3,200,000	修繕、整備(UPS交換)、消防設備整備
水利利用料				
水利利用料	375,188	375,188	0	三重県に発電用流水占用料の納付
諸費				
消耗品費	100,000	100,000	0	工具器具等
賃借料	297,000	297,000	0	発電所管理車両リース料
損害等保険料	200,000	181,600	△ 18,400	火災保険、自動車任意保険
購入電気料金				
発電所電力料	300,000	300,000	0	発電所の使用電気料金、発電遠方監視用パソコン電気料金
管理施設電力料	7,500,000	7,000,000	△ 500,000	中央管理事務所及び国営施設21ヶ所、県営施設42ヶ所
発電所維持管理費				
保守点検費	2,600,000	1,600,000	△ 1,000,000	発電施設設備保守点検業務、消防点検（随意契約） 臨時点検（水車・発電機軸調整等）随意契約
回線使用料	0	0	0	
雑費	1,000	1,000	0	
	21,881,708	15,063,308	△ 6,818,400	
2 一般管理費支出				
運営事務費支出				
給料手当	0	0	0	職員11名 給与、諸手当
法定福利費	0	0	0	社会保険料等
福利厚生費	0	0	0	健康診断等
研修費	20,000	0	△ 20,000	研修参加費、受講料等
旅費交通費	50,000	0	△ 50,000	研修交通費等
通信運搬費	0	0	0	電話、郵便、インターネット等通信費、運送運賃等
委託費	330,000	330,000	0	公認会計士業務委託（随意契約）
租税公課	1,000,000	531,600	△ 468,400	消費税簡易課税制度選択
雑費	5,000	5,000	0	振込手数料等
事務所費支出				
修繕費	0	0	0	
水道光熱費	180,000	160,000	△ 20,000	ガソリン・軽油燃料の購入代金等
賃借料	1,000	0	△ 1,000	発電管理用パソコンリース（随意契約）
	1,586,000	1,026,600	△ 559,400	
3 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	0	0	0	
	0	0	0	

4 特定資産積立支出				本年度積立額+預金利息
欠損調整積立資産積立支出				
欠損調整積立資産	1,000	651,000	650,000	
災害準備積立資産積立支出				
災害準備積立資産	1,000	1,501,000	1,500,000	
建設改良積立資産積立支出				
建設改良積立資産	1,000	3,352,000	3,351,000	
修繕引当資産積立支出				
修繕引当資産	1,000	2,601,000	2,600,000	
	4,000	8,105,000	8,101,000	
5 国庫納付金支出				
国庫納付金支出				
国庫納付金支出	0	0	0	国庫へ納付する金額
	0	0	0	
6 公益事業会計繰出金				
公益事業会計繰出金				
支出				
公益事業会計繰出金	9,528,792	14,805,592	5,276,800	維持管理費、職員退職給付引当積立資産等へ充当
	9,528,792	14,805,592	5,276,800	
7 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
8 予備費				
予備費				
予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	33,000,500	39,000,500	6,000,000	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

監事会監査報告

令和6年度上期業務及び会計経理の状況について、令和6年11月18日に監査を実施しましたところ、正確かつ適正であったので、ここにご報告いたします。

〈 取扱規定 〉

（監事の職務）抜粋

定款第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

令和7年3月17日

総括監事	横 山 和 俊
監 事	富 増 稔
監 事	河 戸 和 治

第4号議案

賦課金等の不納欠損処分について

賦課金等の減免申請について、次のとおり不納欠損処分の議決を求める。

〈 附議理由 〉

令和6年度第2回（上期）監査において「未収賦課金の解消に努めるように」との監査意見があったことから、負担金徴収委員会の答申により理事会は未収賦課金の滞納処分を専決。その他の未収賦課金「令和6年11月25日付賦課金等減免申請書」については、次の取扱規定に基づき総代会に処分の議決を求める。

〈 取扱規定 〉

（不納欠損の処分）

定款第30条の2 やむを得ない事由により、調定済額について不納欠損の処分をする場合は、総代会の議決を経て処分の決定をしなければならない。

（不納欠損の処分）

賦課金等徴収規程第5条 定款第30条の2に規定する不納欠損は、特別な事由がある場合に、その取扱いを負担金徴収委員会に附託するものとする。
なお、この場合、当該組合員は別記様式（第4号 賦課金等減免申請書）により土地改良区に申し出なければならない。

令和7年3月17日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

賦課金等の不納欠損処分について

令和6年11月25日付賦課金等減免申請書

単位：円、【 】：証明書類・証拠書類、申請受付簿 No.

49

組合員住所		(申請人住所) 三重県津市***** グループホーム*****							
組合員氏名		(申請人氏名) *****氏 (11612) 42歳 (減免申請時満年齢)							
賦課金等	年度	期別	納付期限	賦課金	延滞金	過怠金	計	納付済額	差額(未収)
	R1	全期	R01.10.15.	13,402	減 免	500	13,902	0	13,902
	R2	〃	R02.10.15.	13,402	〃	500	13,902	0	13,902
	R3	〃	R03.10.15.	13,402	〃	500	13,902	0	13,902
	R4	〃	R04.10.17.	13,402	〃	500	13,902	0	13,902
	R5	〃	R05.10.16.	11,491	〃	550	12,041	0	12,041
	R6	〃	R06.10.15.	11,491	〃	0	11,491	0	11,491
計			6件	76,590	0	2,550	79,140	0	79,140

【令和6年11月21日訪問 グループホーム***** 入所確認済】

1) 賦課農地

- ① 津市高野尾町*****番 地目畑 315㎡
- ② 津市高野尾町*****番 地目田 699㎡
- ③ 津市高野尾町*****番 地目田 65㎡
- ④ 津市高野尾町*****番 地目田 1,724㎡ 計 2,803㎡

【令和6年11月21日付 土地登記全部事項証明書】

2) 計画用水系統による確定受益地

- ① *****分水／野田支線／北幹線
- 他 *****分水／北直分／北幹線

【平成2年2月東海農政局計画用水系統図、他】

3) 農地の利用権設定及び土地の現状

- ① 賃貸借契約の届出なし。地元施工の給水栓が設備されている。
- 他 賃貸借契約の届出なし（(母) *****氏の自作地）。管理されている。

【令和6年11月1日 津市農業委員会事務局確認済】

4) 賦課金等納付状況

平成30年度分まで前組合員の*****氏が納付済。口座振替契約なし。

5) 経緯と調査結果

- ・ 前組合員：*****氏 平成30年7月25日死亡。

【令和2年2月25日付 戸籍謄本全部事項証明書】

- ・ 令和6年11月25日時点で相続人は決まっていない。
- ・ 土地改良法第113条の2第4項の規定に基づき、相続人の中から代表者を選任。共有者の人数及び共有物に係る持分のいずれにおいても過半を満たす者によって代表者を選任した。

【令和6年11月25日付 代表者の選任通知書】

- ・ 組合員は生活保護受給。保護決定通知書更新はグループホームに郵送されている。生活保護法第57条（公課禁止）公課を課せられないことがない。国税徴収法第2条第1項第5号（公課）滞納処分の例により徴収することができる債権のうち国税及び地方税以外のものをいう。

- ・ 生活保護法第58条（差押禁止）給付を受けた保護金品を差し押さえられないことがない。

【令和元年9月20日付 保護決定通知書】

- ・ 納付の義務があることを認める。債務承認書提出を受付けた日を以って時効停止。

【令和6年11月25日付 債務承認書】

6) 考慮

- ・ 組合員*****氏 遺伝性ジストニア（指定難病120）、*****医療センター入院。

【令和6年11月22日訪問 医療センター 入院確認済】

- ・ (母) *****氏 シェーグレン症候群（指定難病53）、特別養護老人ホーム*****入所。

【令和6年11月21日 入所確認済】

- ・ (兄) *****氏 令和元年12月9日 自己破産手続中であった。

【行方不明で家族も連絡が取れない状態】

7) 処分(案)

前組合員の滞納賦課金を現在の組合員に請求（承継）せず、この土地に掛かる賦課を取下げ、新たに小作権がつき又は所有権が移転（組合員資格得喪更新）するまで賦課を保留する。

負担金徴収委員会報告

令和7年1月31日に開催した令和6年度第2回負担金徴収委員会では、未収賦課金に係る減免申請につきまして、その内容を検証し取扱いについて審議しましたところ、第4号議案に掲げる「賦課金等の不納欠損処分」が適当でありました。

また、その他の未収賦課金につきましては、滞納処分が適当であり、令和7年2月28日開催の令和6年度第3回理事会に答申し、滞納処分を行うことを専決しております。

この様な処分は、土地改良区の健全運営を図る上で止むを得ないことであり、また、組合員のご負担に公平を欠くことの無いようにするためにも必要なことでもあります。適正な債権管理のためにもすみやかに実施してまいりますので意見を添えてご報告申し上げます。

令和5年度における滞納処分執行状況は次のとおりです。引続き解消に向け漸進的に取り組んでまいります。

滞納処分を決議した賦課金等	82件	1,451,358円
自主納付	22件	268,723円
強制徴収	18件	457,385円
不納欠損	0件	0円
差 引	42件	725,250円
(50%を解消)		

令和7年3月17日

負担金徴収委員会

委員長 駒 田 勝 巳

第 5 号議案

令和 7 年度事業計画の議決について

令和 7 年度事業計画について、次のとおり議決を求める。

〈 取扱規定 〉

（配水計画）

利水調整規程第 6 条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （１）第一、第二、第三及び三泗頭首工における最大取水量及び取水期間
- （２）その他必要な事項

（諮問及び答申）

利水調整規程第 7 条 理事会は、配水計画を定めようとするときは、3 月末日までに用水管理委員会に諮問しなければならない。

2 用水管理委員会は、前項の諮問に応じて、3 月末日までに答申するものとする。

（渇水時等の対応）

利水調整規程第 10 条 渇水時等における通水制限等については、用水管理委員会に諮った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合においては用水管理委員会が決定し、後日理事会に報告するものとする。

令和 7 年 3 月 17 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

令和 7 年度 事業計画

本土地改良区は、定款及び諸規程の定めるところに従いその目的を達成するため、令和 7 年度において次の事業を実施する。

1、会議の開催

- | | | |
|---------|----------|---|
| (1) 総代会 | 通常総代会 | 令和 8 年 3 月 |
| | 臨時総代会 | (必要に応じ開催) |
| (2) 役員会 | 理事会 | 定期 2 回 (その他必要に応じ開催) |
| | 監事会 | 定期 2 回 (その他必要に応じ開催) |
| | 代表理事会 | 定期 2 回 (その他必要に応じ開催) |
| | 負担金徴収委員会 | 賦課金等について答申する定期 1 回
(その他必要に応じ開催) |
| | 用水管理委員会 | 配水計画について答申する定期 1 回
(その他渇水対策等必要に応じ開催) |

2、国営事業実施に対する協力

地区調査「伊勢平野中央地区」の実施に伴う協力。

3、県営事業実施に対する協力

- ・安濃ダム県管理事業
- ・水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）（高野尾花木の里地区）
- ・水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）（中勢用水 1 期地区、中勢用水 2 期地区）

4、関係機関の連携強化と提案活動

施設維持管理上発生する諸問題を解決するため、関係機関との連携を密にして国、県及び市に提案等を行う。

5、広報活動の充実

ホームページに「中勢用水だより」を掲載（希望者には印刷版を送付）及びダム貯水量など組合員に有効な情報を掲載するとともに広報に努める。

6、地域及び社会への貢献

三重大学生物資源学部との共催で農業や農業用水にかかる出前授業を管内の小学生に行い、地域及び社会への貢献を図る。

7、農業用施設の老朽化対策の啓発

ほ場内の施設の老朽化対策として、農地中間管理機構関連農地整備事業などについて関係機関とともに啓発を図る。

8、未通水地域への事業の普及・啓発

主に未通水の畑地帯において、営農意欲のある農業者を中心に啓発を図る。

9、用水施設の維持管理

国営幹線水路20.2km及び県営支線水路102.1km（現在の100.2kmに7年度から高野尾花木の里水路1.9kmが増える。）と付帯施設、安濃川の頭首工及び小水力発電施設の維持管理と用水管理を行うとともに、非常時の漏水対策事業や補修事業を関係市と連携をとり適切に実施する。

10、維持管理施設の長寿命化対策の推進

県営施設の老朽化が進み、漏水事故が増加していることから長寿命化対策の推進を図る。

11、作付情報の共有

近年の政策誘導により、飼料米など多様な作物の作付が行われているため、かんがい期間前に可能な限り作付計画を把握し、適切な配水に努める。

12、節水対策の普及・啓発

近年の渇水傾向を鑑み、地区水利委員制度を推進し節水対策について普及・啓発に努める。

13、用水管理体制の充実

配水計画に基づき安定した用水管理が行われることを目的に、通水地域の水利組織等代表者と通水日程調整会議や地区水利説明会等を開催する。

14、配水計画

(1) 令和7年度の配水計画を次のとおり定める。ただし、かんがい期の始期、終期及び配水量は実態に合わせて変更する場合がある。

※許可水利権は、取水期間、期間瞬間最大取水量及び年間総取水量を制限している。

取水期間	3月11日 から 3月31日 まで	4月1日 から 5月7日 まで	5月8日 から 9月10日 まで	9月11日 から 10月31日 まで	11月1日 から翌年 3月10日 まで	年 間 総取水量
国営施設						
(期間瞬間最大取水量)	(m^3/s)	(m^3/s)	(m^3/s)	(m^3/s)	(m^3/s)	(千m^3)
安濃ダム取水口	1.48	8.82	4.96	0.56	0.50	25,300
1) うち本取水	0.92	4.70	2.94	0.27	0.23	14,300
2) うち注水用	0.56	4.12	2.02	0.29	0.27	11,000
第三頭首工取水口	0.30	1.68	0.94	0.09	0.08	7,800

1) うち本取水は、北、南、中幹線取水。

2) うち注水用は、安濃川と中幹線から志登茂川への河川放流。

取水期間	3月11日 から 3月31日 まで	4月1日 から 5月7日 まで	5月8日 から 9月10日 まで	9月11日 から 10月31日 まで	11月1日 から翌年 3月10日 まで	年 間 総取水量
県営施設						
(期間瞬間最大取水量)	(m^3/s)	(m^3/s)	(m^3/s)	(m^3/s)	(m^3/s)	(千m^3)
第一頭首工	0.14	0.70	0.46	0.07	0.06	4,400
第二頭首工	0.21	1.16	0.79	0.07	0.07	7,200
安東揚水機場	0.02	0.11	0.08	0.01	0.01	600
三泗頭首工取水口	0.07	0.36	0.23	0.05	0.05	2,600

(2) 用水期間中の利水の調整に関すること。

かんがい期間中、安濃ダムの貯留量が40%を切ることが予測される場合は、その時期や気象予報等を勘案のうえ、50%節水を実施するほか、更に20%を下回るおそれがある場合は補給を停止する。なお、この要否決定は、利水調整規程第10条に基づき用水管理委員会が迅速に専決できるものとする。

15、非常時の体制

災害及び洪水警戒体制時における措置並びに緊急連絡体制について、緊急時対応マニュアルを見直し、南海トラフ地震等の非常事態に備える。

用水管理委員会報告

1、令和6年度の渇水対策について

安濃ダムの貯水状況は、令和6年3月11日現在で貯水率は58%と節水を実施する基準としている40%を上回っていましたが、かんがい当初から通常給水を行えば、連休明けには給水停止基準の20%を下回る可能性があったことから渇水対策を実施しましたが、その後の雨により7日間で解除することができました。この間に渇水対策のために費やした地域の農業水利施設の電気代等は、渇水対策費交付金の交付手続き（費用弁償請求）を11月1日にご案内しましたが、交付請求はありませんでした。このことでは、組合員の皆様をはじめ、中勢用水管内117地区の水利組織並びに地区水利委員や総代の皆様にご理解ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

また、今年のかんがい期は節水で始まりましたが、かんがい期終盤ではダムが台風10号（峠地点累計雨量520mm）の洪水防止に力を発揮。この治水効果は、農業利水だけではないダムの役割を知っていただく機会になったのではないかと思います。

渇水対策と安濃ダム貯水状況の経過

節水期間（ ）はダム貯水率、改良区において午前9時頃記録のもの

4月1日～4月7日 7日間

3月11日	委員会が節水を決定	(58%)
3月13日	節水開始を通知	(59%)
4月1日	50%節水を開始	(85%)
4月3日	節水解除を通知	(87%)
4月8日	50%節水を解除	(93%)
6月21日	梅雨入り	(72%)
7月18日	梅雨明け	(86%)
8月26日～9月2日	台風10号（峠地点累計雨量520mm）	
8月29日	事前放流	(6.9%)

2、令和7年度の配水計画について

中勢用水は計画上「補給水」です。ダムの貯水能力と補給水量には限界や制限があることから恣意的運用にならないようにすることは基本ですが、通水前から渇水にならないための予防が大切であるとの考えから、「令和7年度事業計画 第14項 配水計画」に加え、次のことをお願いします。

（1）幹線水系は、先ず地域の渓流水や溜池を先使いしていただき、その不足分について補給するとする規則的運用を基本とします。

（2）安濃川水系は、通水までに地域の水利組合等と会議を開き、或いは聞取りのうえ、余水を出さない通水日程を取り決めます。

（3）中勢用水管内の水利組織並びに地区水利委員や総代の皆様には、通水前に地域農業水利施設の点検や整備（用水路等の漏水の有無や目地補修）など、渇水対策に効果的な予防についても地域で検討をお願いします。

令和7年1月30日開催の令和6年度第1回用水管理委員会から、第5号議案に掲げる配水計画に関しまして、ここにご報告とお願いを申し上げます。

令和7年3月17日

用水管理委員会

委員長 前 田 重 憲

第 6 号議案

令和 7 年度歳計現金の預入先金融機関の議決について

本土地改良区の歳計現金は、次の金融機関に預け入れるものとする。

- 1 津安芸農業協同組合
- 2 株式会社百五銀行
- 3 株式会社ゆうちょ銀行
- 4 野村證券株式会社津支店

〈 取扱規定 〉

（金銭の預入及び余裕金の運用）抜粋

規約第 4 2 条 金銭は、総代会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

2 本土地改良区の余裕金の運用は、総代会の議決により次の方法によるものとする。

（1）金融機関への預貯金

（2）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

第 7 号議案

令和 7 年度賦課金の額、賦課徴収の時期及び方法の議決について

令和 7 年度賦課金の額、賦課徴収の時期及び方法について、次のとおり議決を求める。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）抜粋

土地改良法第 30 条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

第 1 項第六号 賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法

（賦課徴収の方法）

定款第 30 条 前 3 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

令和 7 年 3 月 17 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

賦課金の徴収について

1、経常賦課金

組合員に係る令和7年度経常賦課金及び賦課徴収の時期及び方法について、次のとおり定める。

- (1) 経常賦課金（全期分）の額
10アール当たり4,100円を地積割により賦課する。
なお、中勢用水土地改良区が公益事業会計予算に定める津市及び亀山市が負担している地域（土地）は賦課しない。
- (2) 賦課徴収の時期
賦課基準日 令和7年 4月 1日
納付期限日 令和7年10月15日（水）
- (3) 徴収方法
①中勢用水土地改良区から送付する賦課金通知書に基づき次の方法で徴収する。
イ）津安芸農業協同組合、株式会社百五銀行、株式会社ゆうちょ銀行の口座振替依頼書を提出したものは、納付期限に自動振替で徴収。
ロ）イ）以外のものは、中勢用水土地改良区が口座を開設している金融機関（津安芸農業協同組合津中央支店、株式会社百五銀行津新町支店、株式会社ゆうちょ銀行）に振り込む。
②自治会や水利組合等の団体に徴収を委託する。

2、特別賦課金

大学農場及び農研機構に係る令和7年度特別賦課金及び賦課徴収の時期及び方法について、次のとおり定める。

- (1) 特別賦課金（全期分）の額
安濃ダム県管理事業に係る地元負担金は、公益事業会計予算の負担金等算定表に定める単価を地積割により賦課する。
- (2) 賦課徴収の時期
賦課基準日 令和7年4月1日
納付期限日 令和7年度中において理事長が定める日
- (3) 徴収方法
中勢用水土地改良区から送付する賦課金通知書（経常賦課金の賦課金通知書と分けて）に基づき、次の方法で徴収する。
イ）津安芸農業協同組合、株式会社百五銀行、株式会社ゆうちょ銀行の口座振替依頼書を提出したものは、納付期限に自動振替する。
ロ）イ）以外のものは、中勢用水土地改良区が口座を開設している金融機関（津安芸農業協同組合津中央支店、株式会社百五銀行津新町支店、株式会社ゆうちょ銀行）に振り込む。

- ・「大学農場」とは、正式名称である「国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場」の略称です。
- ・「農研機構」とは、正式名称である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 安濃野菜研究監」の略称です。

第 8 号議案

令和 7 年度負担金の額及び請求の時期の議決について

令和 7 年度負担金の額及び請求の時期について、次のとおり議決を求める。

〈 準用規定 〉

（賦課徴収の方法）

定款第 30 条 前 3 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で決める。

令和 7 年 3 月 17 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

負担金の請求について

1、経常負担金

津市及び亀山市に係る令和7年度経常負担金の額及び請求の時期について次のとおり定める。

- (1) 経常負担金（全期分）の額
公益事業会計予算に計上する津市及び亀山市の面積に10アール当たり4,100円を地積割により負担金として請求する。
- (2) 負担基準日及び納付期日
負担基準日 令和7年4月1日
納付期限日 前期分（負担額の1/2）令和7年5月31日
後期分（負担額の1/2）令和7年9月30日
- (3) 請求方法等
中勢用水土地改良区から送付する納入告知書により請求する。
納入は、中勢用水土地改良区が口座を開設している金融機関（株式会社百五銀行津新町支店）への振り込みとする。

2、特別負担金

津市及び亀山市に係る令和7年度特別負担金の額及び請求の時期について、次のとおり定める。

- (1) 特別負担金（全期分）の額
県営事業借入金の日本政策金融公庫への計画償還に係る地元負担金及び安濃ダム県管理事業に係る地元負担金は、公益事業会計予算の負担金等算定表に定める額を請求する。
- (2) 負担基準日及び納付期日
負担基準日 令和7年4月1日
納付期限日 令和7年度中において理事長が定める日
- (3) 請求方法等
中勢用水土地改良区から送付する納入告知書により請求する。
納入は、中勢用水土地改良区が口座を開設している金融機関（株式会社百五銀行津新町支店）への振り込みとする。

第 9 号議案

令和 7 年度農地転用等地区除外決済金の額及び決済の時期について

令和 7 年度農地転用等地区除外決済金の額及び決済の時期について、次のとおり議決を求める。

- 1、決済金の額

1 平方メートル当たり	4 2 5 円
(令和 6 年度国営直掛かり地区 1 平方メートル当たり	4 2 0 円)
(令和 6 年度その他地区 1 平方メートル当たり	4 2 5 円)
- 2、決済金の納入期限等
 - (1) 農地転用等の通知に係る意見書の交付
意見書は、地区除外等処理規程第 4 条の規定に基づき当該通知のあった日から 3 0 日以内に交付するものとする。
 - (2) 決済金の納入期限
前号の意見書に係る納入告知書を発行した月の翌 2 0 日を納入期限とする。なお、納入期限が休日に当たるときは、休日の翌日をもってその期限とする。
 - (3) 決済金の分割納入
分割納入誓約書に定める分割期間は、原則として、納入告知書を発行した年度内に完納しなければならないこととする。
 - (4) 決済金の滞納
納入告知書又は分割納入誓約書の納入期限までに納入がなかった場合は、定款第 3 3 条の規定に基づき督促状を発付して、滞納処分を行うこととする。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

第 10 号議案

令和 7 年度公益事業会計収支予算の議決について

令和 7 年度公益事業会計収支予算について、次のとおり議決を求める。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）抜粋

土地改良法第 30 条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

四 経費の収支予算

令和 7 年 3 月 17 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

令和7年度 公益事業会計収支予算書

	収 入	支 出
前年度予算額	244,936,804 円	244,936,804 円
本年度予算額	268,119,096 円	268,119,096 円
差 引	23,182,292 円	23,182,292 円

収 入

単位：円

款 項 目	前年度 予算額	本年度 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業収入				
經常賦課金収入				經常費の組合員賦課
經常賦課金	114,115,559	114,251,599	136,040	大学農場、農研機構を含む
特別賦課金収入				国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担分を賦課
特別賦課金	171,129	171,129	0	大学農場、農研機構
転用決済金収入				
農地転用決済金	1,500,000	1,500,000	0	
負担金収入				（負担金算定表参照）
經常負担金	12,961,608	12,698,950	△ 262,658	經常費の津市、亀山市負担 ①
特別負担金	33,751,834	30,028,445	△ 3,723,389	事業費の津市、亀山市負担（通過金）
				・ 県営事業借入償還金負担金 ② 5,027,574
				・ 国営造成施設県管理事業負担金 ③ 25,000,871
				計 30,028,445
	162,500,130	158,650,123	△ 3,850,007	
2 附帯事業収入				
他目的使用料収入				
他目的使用料	44,900	45,160	260	中部電力、ZTV等
	44,900	45,160	260	
3 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
財政調整積立資産	320,000	320,000	0	資産運用（第143回利付国債）
職員退職給付引当	0	0	0	
積立資産				
災害対策積立資産	0	0	0	
施設更新積立資産	0	0	0	
	320,000	320,000	0	
4 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	10,310,000	12,425,000	2,115,000	〈漏水対策〉
				・ 突発事故復旧事業（災害を除く）など 0
				〈渇水対策〉
				・ 県単土地基盤整備事業（干害応急対策）など 0
				〈災害対策〉
				・ 市単災害復旧工事など 0
				〈補助事業〉
				・ 水利施設管理強化事業
				維持管理費支援対象【強化】表示 8,000,000
				〃（包括的民間委託推進型） 2,500,000
				・ 農業水路等長寿命化防災減災事業（7期）
				長谷山支線空気弁更新
				事業費2,500,000、国50%、県14%、津市13%、
				（改良区負担23%を除く） 1,925,000
				計 12,425,000
	10,310,000	12,425,000	2,115,000	

5 交付金収入 適正化事業交付金収入 整備補修事業交付金 防災減災機能等強化事業交付金	0 0 0	0 0 0	0 0 0	土地改良施設維持管理適正化事業 令和7年度予定なし 令和7年度予定なし
	0	0	0	
6 業務受託料収入 調査業務受託料収入 業務受託料	0 0	0 0	0 0	国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料 令和7年度予定なし
	0	0	0	
7 雑収入 受取利息配当金収入 受取利息 過年度収入 過年度収入 過怠金収入 過怠金収入 雑収入 雑収入	0 2,340,943 0 0 100	0 2,326,902 0 0 100	0 △ 14,041 0 0 0	平成29年～令和5年度(令和5年度決算額) 督促手数料及び延滞利息
	2,341,043	2,327,002	△ 14,041	
8 特定資産取崩収入 財政調整積立資産取崩収入 財政調整積立資産 職員退職給付引当積立資産取崩収入 職員退職給付引当積立資産 災害対策積立資産取崩収入 災害対策積立資産 施設更新積立資産取崩収入 施設更新積立資産	6,750,000 0 0 7,214,539	250,000 0 0 23,243,178	△ 6,500,000 0 0 16,028,639	1) 資金調達 2) 水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）の現年度化分取崩し ・高野尾花木の里地区 250,000 1) 令和5年度県営決済金償還充当 143,178 2) 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）の現年度化分取崩し ・中勢用水1期地区 17,500,000 ・中勢用水2期地区 5,600,000 計 23,243,178
	13,964,539	23,493,178	9,528,639	
9 他会計繰入金 収益事業会計繰入金 収益事業会計繰入金	9,511,312 9,511,312	9,457,312 9,457,312	△ 54,000 △ 54,000	収益事業会計からの繰入金 維持管理費、職員退職給付引当積立資金等に充当
10 繰越金 前年度繰越金 前年度繰越金	45,944,880 45,944,880	61,401,321 61,401,321	15,456,441 15,456,441	補正) 令和6年度第2回補正予算次年度繰越金額
合 計	244,936,804	268,119,096	23,182,292	

令和7年度 公益事業会計収入の部 第1款負担金算定表（当初予算）

第4項 負担金収入内訳

単位：円、㎡

第1目 経常負担金 12,698,950 円

属 地	R 6 面積	R 5 未通水地域 転用面積差引	R 6 通水地域増 組合員賦課	R 7 面積	① 2 市
津 市	3,128,691	△ 2,854	△ 61,209	3,064,628	12,564,975
亀山市	32,677	0	0	32,677	133,975
計	3,161,368	△ 2,854	△ 61,209	3,097,305	12,698,950

〈補足〉昨年度の経常費負担面積から、決算承認の決議を経た令和5年度の転用面積のうち未通水地域分と、通水ができ組合員賦課に移行した面積等を加除して、本年度の負担面積としている。
（未通水地域から差引する転用面積は、小数点以下を切り捨てている。）

第2目 特別負担金 30,028,445 円

区 分	償還額	県営事業借入償還地元負担金	
		R 5 県営事業 決済金充当	② 2 市
津 市	5,099,752	△ 143,178	4,956,574
亀山市	71,000	0	71,000
計	5,170,752	△ 143,178	5,027,574

〈補足〉県営事業借入償還金の算定には、決算承認の決議を経た令和5年度の農地転用決済金のうち、県営事業分を充てる。

安濃ダム県管理事業費	地元負担金	事業内容と負担割合
国補事業	74,000,000	14,800,000 国補がつく夜間等の管理 国40%、県40%、地元20%
県単事業	2,600,000	520,000 国補がつかない日常管理 県80%、地元20%
人 件 費	29,557,000	9,852,000 ダム管理に従事する県職員 県2/3、地元1/3
計	106,157,000	25,172,000

属 地	区 分	国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担金内訳		
		地元負担金	特別賦課金	③ 2 市
津 市	津 市	24,953,422	－	24,953,422
	大学農場	103,911	103,911	－
	農研機構	67,218	67,218	－
亀山市	亀 山 市	47,449	－	47,449
計		25,172,000	171,129	25,000,871

〈補足〉国営造成施設（安濃ダム）県管理事業における2市の負担割合は、受益面積の割合とする。
受益面積 3,183ha に対し、津市 0.998115、亀山市 0.001885 となる。

地元負担金のhaあたり単価を $25,172,000 \text{円} \div 3,183 \text{ha} = 7,908 \text{円/ha}$ とすると次のとおり。

・大学農場 $13.14 \text{ha} \times 7,908 \text{円/ha} = 103,911$
・農研機構 $8.5 \text{ha} \times 7,908 \text{円/ha} = 67,218$

（農場及び機構のhaあたり負担金単価並びに面積割合で求めた亀山市負担金額は、小数点以下を切り捨てている。）

第4項 合計 42,727,395 円

区 分	経常負担金	特別負担金		合 計
	① 経常費	② 県営償還	③ ダム管理	
津 市	12,564,975	4,956,574	24,953,422	42,474,971
亀 山 市	133,975	71,000	47,449	252,424
合 計	12,698,950	5,027,574	25,000,871	42,727,395
		30,028,445		

- ・「大学農場」とは、正式名称である「国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場」の略称です。
- ・「農研機構」とは、正式名称である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 安濃野菜研究監」の略称です。

支 出（水利施設管理強化事業の支援対象科目には【強化】を、収益事業会計繰入金の充当科目には【発電】を表示している。） 単位：円

款 項 目	前年度 予算額	本年度 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業費支出				
維持管理費支出				
給料手当	51,000,000	56,500,000	5,500,000	【強化】【発電】職員11名の給与及び諸手当
臨時雇賃金	50,000	50,000	0	緊急人夫雇用（災害時の水路整備等）
福利厚生費	10,000,000	10,000,000	0	【強化】社会保険料、健康診断、作業服等
旅費交通費	600,000	400,000	△ 200,000	出張、研修交通費、宿泊、駐車、高速、雑費等
通信運搬費	3,500,000	3,300,000	△ 200,000	【強化】【発電】N T T回線専用料(24回線)、携帯電話 4 台等
消耗什器備品費	500,000	600,000	100,000	消耗品等
修繕費	7,000,000	7,000,000	0	【発電】施設補修整備等、水管理システム修理、車検整備等（随意契約）
水道光熱費	1,000,000	1,000,000	0	【強化】【発電】水道料金、管理車両、草刈機、ポンプ、発電機の燃料等
賃借料	1,800,000	1,600,000	△ 200,000	地代家賃（JR）、水路占用料（津市）
				【強化】カーリース料（用水管理用）、パソコンリース（管理日報作成、用水管理用）を更新（随意契約）
支払保険料	2,200,000	2,300,000	100,000	【強化】動産（計器、子局装置）、総合生活（生涯賠償）、火災保険（中央管理事務所、子局舎、什器等）、自動車任意保険、自賠責保険等（随意契約）
				【発電】農業用施設賠償責任保険（水路、管理用道路、第三頭首工）（随意契約）
支払負担金等	13,000,000	13,000,000	0	水利調整会議、用水管理交付金（地区水利委員）、水管理調整費等交付金、地域農業水利施設補助事業交付金
業務委託費	500,000	492,000	△ 8,000	施設維持管理委託費交付金等
租税公課	50,000	50,000	0	自動車税、車検時重量税（車検4台）
雑費	200,000	200,000	0	
適正化事業費支出				
整備補修事業費	0	0	0	
支出				
防災減災機能等	0	0	0	
強化事業費支出				
適正化事業費抛出金支出				三重県土地改良事業団体連合会へ抛出
整備補修事業費	0	180,000	180,000	
抛出金				
整備補修事業	0	15,000	15,000	
事務費抛出金				
防災減災機能等	120,000	120,000	0	
強化事業費抛出金				水管理システムの施設整備
防災減災機能等	10,000	10,000	0	
強化事業事務費				
抛出金				
防災減災機能等強化事業利子抛出金	486	486	0	
その他事業費支出				
漏水対策費	5,000,000	5,000,000	0	
渴水対策費	5,000,000	5,000,000	0	
災害対策費	2,000,000	2,000,000	0	
補助事業費	3,300,000	3,000,000	△ 300,000	・ 農業水路等長寿命化防災減災事業（7期） 長谷山支線空気弁更新 経年劣化により計測ができなくなったため。 2,500,000超の工事となれば入札を要する。 事業費＝国50％＋県14％＋津市13％ ＋改良区負担23％

その他事業費	1,000,000	1,000,000	0	改良区単費事業等
委託業務費支出 業務委託費	5,800,000	5,000,000	△ 800,000	【強化】電気保安手数料（第一、第二、第三、三泗頭首工、中央管理事務所）、水管理施設設備保守点検業務、施設設備点検、国営施設及び管理用道路草刈、管理施設点検業務等（随意契約）
受託業務費支出 受託業務費	0	0	0	予定なし
	113,630,486	117,817,486	4,187,000	
2 一般管理費支出 運営事務費支出 役員報酬	1,070,000	1,120,000	50,000	理事長70千円、副理事長50千円×2名=100千円、代表理事50千円×2名=100千円、員外理事50千円×2名=100千円、員内理事25千円×26名=650千円、総括監事50千円、監事25千円×2=50千円
給料手当	6,700,000	8,000,000	1,300,000	職員11名 給与及び諸手当
臨時雇賃金	2,300,000	2,800,000	500,000	会計年度任用職員及び臨時職員
退職金支払	0	0	0	
福利厚生費	1,500,000	1,800,000	300,000	社会保険料、健康診断、常備薬等
研修費	100,000	100,000	0	役職員研修会参加費、受講料等
交際費	150,000	150,000	0	香典、見舞等、手土産、御礼等
選挙費	100,000	0	△ 100,000	本年度選挙なし
総代会費	200,000	150,000	△ 50,000	総代会2回、会場代、議長御礼、会議諸費
その他会議費	200,000	200,000	0	理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、水管理委員会2回、負担金徴収委員会2回、会場代等会議諸費
旅費交通費	2,100,000	2,200,000	100,000	出張、役員研修、研修会交通費、宿泊、駐車場料金、高速料金、雑費等
通信運搬費	1,100,000	1,300,000	200,000	費用弁償（総代会2回、理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、用水・徴収委員会各1回） 賦課通知書等郵送料、切手、はがき、メール便、固定電話、FAX通信料、NHK受信料、事務所インターネット等
消耗什器備品費	600,000	600,000	0	事務所事務用品購入
印刷製本費	1,200,000	1,000,000	△ 200,000	中勢用水たより、申請書等各種様式、定款諸規程、封筒、概要書、通知書、陳情書、議案書等
修繕費	1,200,000	1,200,000	0	コピー機、事務所無線LAN保守点検、機器修繕等
支払手数料	250,000	250,000	0	振込手数料等
支払保険料	50,000	60,000	10,000	任意保険料のみ
支払負担金等	400,000	550,000	150,000	東海協議会等加入している団体への年会費等
業務委託費	2,300,000	2,500,000	200,000	浄化槽維持管理費、施設警備料、公認会計士報酬、ソフトサポート料、防火設備点検、事務所内清掃、ゴミ回収等（随意契約）受水槽清掃（随意契約） 徴収委託手数料（賦課金額の4%）8地区（雲林院、雲林院南山、分部地下、産品、亀山市三寺、一身田中野、一身田豊野谷、一身田豊野田端地区）
租税公課	0	0	0	
雑費	250,000	250,000	0	広告宣伝費、出前講座等
事務所費支出 修繕費	300,000	300,000	0	事務所の維持管理費に要する経費
水道光熱費	130,000	150,000	20,000	水道、自動車燃料等
賃借料	450,000	800,000	350,000	パソコンや車、電話、コピー機のリース料等
	22,650,000	25,480,000	2,830,000	

3 土地改良事業負担金支出				
都道府県営事業負担金支出				
国営造成施設県管理事業負担金	25,172,000	25,172,000	0	安濃ダム管理（通過金）
水利施設等保全高度化事業負担金	13,750,000	23,350,000	9,600,000	債務負担行為の現年度化分
				・高野尾花木の里地区（簡易整備型） 250,000
				・中勢用水1期（基幹水利施設保全型） 17,500,000
				・中勢用水2期（基幹水利施設保全型） 5,600,000
				計 23,350,000
水利施設管理強化事業負担金	4,000,000	4,000,000	0	水利施設管理強化事業
	42,922,000	52,522,000	9,600,000	
4 借入金返済支出				
公庫資金償還金支出				（通過金）
償還金	8,723,898	5,081,816	△ 3,642,082	元金のみを表示
	8,723,898	5,081,816	△ 3,642,082	
5 支払利息				
借入金利息				（通過金）
公庫資金借入金	241,604	88,936	△ 152,668	利息のみを表示
	241,604	88,936	△ 152,668	
6 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	1,000,000	1,000,000	0	事務所内電話機器交換等
	1,000,000	1,000,000	0	
7 特定資産積立支出				
財政調整積立資産積立支出				
財政調整積立資産職員退職給付引当積立資産積立支出	330,000	330,000	0	本年度積立 + 預金利息
職員退職給付引当積立資産	8,002,000	4,802,000	△ 3,200,000	本年度積立 + 預金利息
災害対策積立資産積立支出				
災害対策積立資産施設更新積立資産積立支出	1,000	1,000	0	預金利息
施設更新積立資産	7,690,000	7,854,533	164,533	本年度積立+ 預金利息 （R6第2回補正予算農転収入より）
	16,023,000	12,987,533	△ 3,035,467	
8 雑支出				
過年度支出				
過年度支出	100,000	100,000	0	過年度賦課金の還付等
	100,000	100,000	0	
9 他会計繰出額				
収益事業会計繰出金支出				
収益事業会計繰出金	1,000,000	1,000,000	0	
	1,000,000	1,000,000	0	
10 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
11 予備費				
予備費				
予備費	38,645,816	52,041,325	13,395,509	
	38,645,816	52,041,325	13,395,509	
合 計	244,936,804	268,119,096	23,182,292	

（注）本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

第 1 1 号議案

令和 7 年度収益事業会計収支予算の議決について

令和 7 年度収益事業会計収支予算について、次のとおり議決を求める。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）抜粋

土地改良法第 3 0 条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

四 経費の収支予算

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

令和7年度 収益事業会計収支予算書

	収 入	支 出
前年度予算額	33,000,500 円	33,000,500 円
本年度予算額	33,000,500 円	33,000,500 円
差 引	0 円	0 円

収 入

単位：円

款 項 目	前年度 予算額	本年度 予算額	増 減	附 記
1 発電事業収入				
発電収入				
売電収入	32,000,000	32,000,000	0	(29円/kWh)
	32,000,000	32,000,000	0	
2 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
欠損調整積立資産	100	100	0	
災害準備積立資産	100	100	0	
建設改良積立資産	100	100	0	
修繕引当積立資産	100	100	0	
	400	400	0	
3 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	0	0	0	
	0	0	0	
4 雑収入				
受取利息配当金収入				
受取利息	100	100	0	預金利息
雑収入				
雑収入	0	0	0	
	100	100	0	
5 特定資産取崩収入				特定資産を取り崩すことで生じる収入
欠損調整積立資産取崩収入				
欠損調整積立資産	0	0	0	
災害準備積立資産取崩収入				
災害準備積立資産	0	0	0	
建設改良積立資産取崩収入				
建設改良積立資産	0	0	0	
修繕引当積立資産取崩収入				
修繕引当積立資産	0	0	0	
	0	0	0	
6 公益事業会計繰入金				
公益事業会計繰入金				
公益事業会計繰入金	1,000,000	1,000,000	0	
金	1,000,000	1,000,000	0	
7 繰越金				
前年度繰越金				
前年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	33,000,500	33,000,500	0	

支 出

単位：円

款 項 目	前年度 予算額	本年度 予算額	増 減	附 記
1 発電事業費支出				
人件費				
給料手当	5,000,000	4,500,000	△ 500,000	職員11名 給与、諸手当
法定福利費	1,200,000	700,000	△ 500,000	社会保険料等
福利厚生費	30,000	30,000	0	健康診断等
管理委託費	300,000	300,000	0	電気保安点検料
修繕費				
修繕費	4,000,000	5,000,000	1,000,000	修繕、整備 蓄電池用バッテリー交換一式（18台）
水利利用料				
水利利用料	375,188	375,188	0	三重県に発電用流水占用料の納付
諸費				
消耗品費	100,000	100,000	0	工具器具等
賃借料	297,000	297,000	0	発電所管理車両リース料
損害等保険料	200,000	200,000	0	火災保険、自動車任意保険
購入電気料金				
発電所電力料	300,000	300,000	0	発電所の使用電気料金、発電遠方監視用パソコン電気料金
管理施設電力料	7,500,000	7,500,000	0	中央管理事務所及び国営施設21ヶ所、県営施設42ヶ所
発電所維持管理費				
保守点検費	2,600,000	2,600,000	0	発電施設設備保守点検業務、消防点検
回線使用料	0	0	0	
雑費	1,000	1,000	0	
	21,903,188	21,903,188	0	
2 一般管理費支出				
運営事務費支出				
給料手当	0	0	0	職員11名 給与、諸手当
法定福利費	0	0	0	社会保険料等
福利厚生費	0	0	0	健康診断等
研修費	20,000	20,000	0	研修参加費、受講料等
旅費交通費	50,000	50,000	0	研修交通費等
通信運搬費	0	0	0	電話、郵便、インターネット等通信費、運送運賃等
委託費	330,000	330,000	0	公認会計士業務委託
租税公課	1,000,000	1,050,000	50,000	消費税簡易課税制度選択
雑費	1,000	5,000	4,000	振込手数料等
事務所費支出				
修繕費	0	0	0	
水道光熱費	180,000	180,000	0	ガソリン・軽油燃料の購入代金等
賃借料	1,000	1,000	0	発電管理用パソコンリース
	1,582,000	1,636,000	54,000	
3 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	0	0	0	
	0	0	0	

4 特定資産積立支出				本年度積立額+預金利息
欠損調整積立資産積立支出				
欠損調整積立資産	1,000	1,000	0	
災害準備積立資産積立支出				
災害準備積立資産	1,000	1,000	0	
建設改良積立資産積立支出				
建設改良積立資産	1,000	1,000	0	
修繕引当積立資産積立支出				
修繕引当積立資産	1,000	1,000	0	
	4,000	4,000	0	
5 国庫納付金支出				
国庫納付金支出				
国庫納付金支出	0	0	0	国庫へ納付する金額
	0	0	0	
6 公益事業会計繰出金				
公益事業会計繰出金				
支出				
公益事業会計繰出金	9,511,312	9,457,312	△ 54,000	維持管理費、職員退職給付引当積立資金等へ充当
金	9,511,312	9,457,312	△ 54,000	
7 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
8 予備費				
予備費				
予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	33,000,500	33,000,500	0	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

第 1 2 号議案

規約の一部改正について

中勢用水土地改良区規約の一部改正について、次のとおり議決を求める。

〈 改正理由 〉

この土地改良区の事務の専決につきまして、定款第 2 2 条では「この土地改良区
の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところ
により、急施を要する場合及び軽易な常務については、理事長の決するところ
による。」と理事長専決を規定していますが、規約第 3 8 条第 1 項では「会計責任
者は、事務局長の命令がなければ、支出することができない。」と事務局長専決
を規定しています。この専決の整合をとるために規約を一部改正するものです。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）抜粋

土地改良法第 3 0 条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
二 規約、第五十七条の二第一項の管理規程又は第五十七条の三の二第一項の
利水調整規程の設定、変更又は廃止

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

中勢用水土地改良区規約の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
(支出の方法) 第38条 会計責任者は、<u>理事長の命令がなければ、支出することができない。ただし、事務局処務規程の定めるところについては、事務局長が専決することができる。</u> 2 (略)	(支出の方法) 第38条 会計責任者は、<u>事務局長の命令がなければ、支出することができない。</u>(ただし書きを追加) 2 会計責任者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。
(工事の施行方法等) 第47条 (略) 2 理事会は、急施を要する場合及び軽易な工事については、<u>事務局処務規程の定めるところにより理事長の専決に委ねることができる。</u> 3 (略)	(工事の施行方法等) 第47条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。 2 理事会は、急施を要する場合及び軽易な工事については、<u>諸規程の定めるところにより理事長の専決に委ねることができる。</u> 3 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。
(補償) 第59条 土地改良法第118条第5項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会が<u>代表理事会</u>に諮問して定める。	(補償) 第59条 土地改良法第118条第5項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会が<u>委員会</u>に諮問して定める。

附 則 この改正規約は、令和7年4月1日から施行する。

中勢用水土地改良区のホームページについて

主に次のことを掲載しています。

- ・ 安濃ダム貯水状況
- ・ 通水日程等配水計画
- ・ 渇水対策（節水・補給停止の開始、解除）
- ・ 工事に関するお知らせ
- ・ 公告（選挙、総代会開催、決算関係書類の公表、他）
- ・ 総代選挙、役員選任日程等
- ・ 会議の開催日程、議事及び採決結果等
- ・ 決算関係書類
- ・ 賦課金、農地転用決済金の単価等について
- ・ 農地の相続や売買等による組合員の資格得喪手続き
- ・ 諸手続きに必要な申請書様式（様式ダウンロード可）
- ・ 中勢用水だより
（掲載事項を変更する場合があります。）

- ・ ホームページアドレス

<https://www.ztv.ne.jp/web/cyuusei/>

- ・ メールアドレス

cyuusei@ztv.ne.jp

- ・ スマートフォン等読込QRコード



- ・ 問合せ先

中勢用水土地改良区事務局 059-224-1307



GREEN PRINTING JFPI
P-B10216

この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。